

調布市要綱第102号

調布市総合評価落札方式の試行実施に関する要綱を次のように定める。

平成22年4月20日

調布市総合評価落札方式の試行実施に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、市が発注する工事において、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき安定的な品質の確保を図るとともに、不良不適格業者の排除を徹底するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2及び調布市契約事務規則（昭和39年調布市規則第33号。以下「規則」という。）第22条の3第2項の規定による価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）のうち、比較的小規模の工事に適した方式である市町村向け簡易型（特別簡易型）の試行について必要な事項を定めるものとする。

第2 試行対象工事

総合評価落札方式（市町村向け簡易型（特別簡易型）に限る。以下同じ。）の試行の対象となる工事は、設計金額が3,000万円以上の工事のうちから、当該工事を主管する課の課長と総務部契約課長とが協議のうえ決定する。

第3 入札方式

総合評価落札方式による入札は、施行令第167条の5の2の規定によ

る入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）によるものとし、その実施については、調布市制限付き一般競争入札要綱（平成21年調布市要綱第10号。以下「一般競争入札要綱」という。）に定めるところによる。この場合において、一般競争入札要綱第9第1項中「うち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする」とあるのは「うちから、調布市総合評価落札方式の試行実施に関する要綱（平成22年調布市要綱第102号）第4の規定により定める落札者決定基準に基づき落札予定者を決定する」と、一般競争入札要綱第9第2項中「同額の入札をした」とあるのは「前項の落札者決定基準による同等の評価を得た」と、一般競争入札要綱第10第2項中「低い価格をもって入札した」とあるのは「第9第1項の落札者決定基準に基づく評価が高い」と、「入札価格の低い」とあるのは「同項の落札決定基準に基づく評価が高い」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総合評価落札方式による制限付き一般競争入札においては、一般競争入札要綱第3に規定するもののほか、調布市工事等検査事務規程（平成24年調布市訓令第1号）による工事成績評定点のうち、当該制限付き一般競争入札の直近に行われた評定による評定点が60点未満である者は、当該制限付き一般競争入札に参加することができないものとする。

第4 学識経験を有する者への意見聴取

市長は、施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、同条第4項及び第5項の規定により、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (2) 落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第5 公告

市長は、総合評価落札方式による制限付き一般競争入札を実施しようとするときは、規則第6条第1項各号に掲げる事項に併せて、次の各号に掲

げる事項を公告する。

- (1) 総合評価落札方式の対象とする工事であること。
- (2) 落札者決定基準
- (3) 提出資料の様式及び提出方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合評価落札方式の実施について必要な事項

第6 低入札価格調査の実施

市長は、総合評価落札方式による制限付き一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、落札予定者となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合は、別に定める低入札価格調査を実施するものとする。

第7 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月20日から施行する。

附 則（平成24年3月13日要綱第6号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日要綱第17号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。